

令和 2年 4月21日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良県における施設の使用制限等について

4月16日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の区域が全国に拡大され、近隣府県において施設の使用制限の要請が発出されたことを踏まえ、奈良県においてもゴールデンウィーク期間中の不要不急の外出を徹底的に抑制するとともに、「特定警戒都道府県」との往来を極力抑制することで、同感染症の拡大を防止するため、下記のとおり県内事業者に京都府、大阪府と同レベルの施設の使用の制限等を要請します。

### I 施設の使用制限の要請等

1. 区 域 県内全域
2. 期 間 令和2年4月23日(木)0時～5月6日(水)
3. 実施内容

<b>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に基づき、基本的に休止を要請する施設</b> ① 面積の合計によらない下記の施設 【遊興施設等、劇場、運動・遊技施設、集会・展示施設、幼・小・中・高等学校 等】 ⇒施設の使用制限等の要請
② 床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超える下記の施設 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)、商業施設 等】 ⇒施設の使用制限等の要請 ※上記の要請に応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討(施設名を公表)
<b>(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設</b> ① 床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下の下記の施設 【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)、商業施設 等】 ⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 ※ただし、床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下の大学・学習塾等、商業施設については、適切な感染防止対策を施した上で営業
<b>(3) 基本的に休止を要請しない施設</b> ①【社会生活を維持する上で必要な施設】 医療施設：病院・診療所・薬局 等 生活必需物資販売施設：卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット 等 食事提供施設：飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトを含む) ※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供 は午後7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトサービスは除く。) 住宅、宿泊施設：ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等 交通機関等：バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配) 等 工場等：工場、作業場 等 金融機関・官公署等：銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 その他：メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等 ②【社会福祉施設(保育所、児童クラブ、通所介護施設 等)】

※協力要請の範囲は、京都府及び大阪府からの流入抑制を計るため、同様の条件としています。

### II 施設の使用制限の要請等に係る協力金の交付

奈良県からの施設の使用制限の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を給付します。

<b>①対象者</b>	全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業及び個人事業主(以下「事業者」という。)。
<b>②要 件</b>	・4月25日(土)0時から5月6日(水)の間、休業等の要請に全面的に協力すること。 (4月25日の前日から自主的に休業を実施している事業者を含む。) ・4月25日(土)の前日までに開業しており、営業の実態がある事業者であること。 ・県内の事業所の休業等を行った場合であること(県外に本社がある事業者も対象)。 ※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、午前5時から午後8時までの営業時間とする場合は対象(終日休業も含む。)。 ※「全面的な協力」とは、4月25日(土)から5月6日(水)までのすべての期間において、休業等に協力することをいう。
<b>③申請受付期間</b>	令和2年4月28日(火)から
<b>④給付額</b>	個人事業主1事業者につき 10万円 中小企業1事業者につき 20万円